

平成 30 年度 第 2 回 評議会の概要報告

開催日	平成 30 年 10 月 25 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 30
開催場所	横浜ビジネスパークウエストタワー 7 階 中会議室
出席評議員	大久保委員、三瓶委員、永野委員、中村 (孝) 委員、中村 (文) 委員、林委員 (五十音順)
議題	<p>(1) 協会けんぽの収支見通しについて</p> <p>(2) 平成 31 年度 保険料率に関する論点について</p> <p>(3) その他</p>
議事概要 (主な意見等)	<p><u>議題 1. 協会けんぽの収支見通しについて</u></p> <p><u>議題 2. 平成 31 年度 保険料率に関する論点について</u></p> <p>事務局より議題 1、議題 2 について説明</p> <p><b>【事業主代表 A】</b></p> <p>保険料率について中長期的な観点で見ると短期的な観点で見るとかという論点は、毎年あまり変わっていない。運営委員会において理事長から、中長期的な視点で保険料率を考えたいとの発言があったとのことだが、今後も中長期的な視点で考えるということであれば、社会保険制度等の大きな改革があれば別だが、そうでないならば今年も保険料率は据え置いたほうが良い。</p> <p>中長期的な観点で見ると、保険料率の議論は毎年行うのではなく、3 年から 5 年毎に行うという考えも取り入れたほうが良いのではないか。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>保険料率の見直しの議論について、複数年毎に行うというお話はご意見として承る。</p> <p><b>【事業主代表 B】</b></p> <p>以前、準備金残高が積み上がると、国が国庫補助率を下げようとする可能性があるという議論があったが、現在もその懸念はあるのか。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>資料にあるように、平成 4 年度に準備金が 3.9 か月分まで積み上がり、保険料を 8.4%</p>

から 8.2%に引き下げたところ、国庫補助率が 16.4%から 13%に下がってしまった。

財政当局からすれば、準備金が積み上がれば国庫補助を国民に広く還すという考えがあるだろうから、保険料率を下げれば国庫補助率を下げるという議論も出てくる可能性はある。

**【事業主代表 C】**

社会保険制度は長期的に安定的に運営していくことが大事だと思っている。

**【議長】**

医療保険は短期保険であるため、医療費の伸びなどについて議論していく必要はあるが、神奈川支部評議会としては安定的な運営を望むという理由から、平均保険料率 10%を維持するという意見としたい。(一同異議なし)。

**【理事】**

保険料率の議論を毎年行うのはどうかという意見について、実は制度として毎年保険料率に関して評議会で議論することは予定されていない。

健康保険法上では、保険料率を変更する必要があるときだけ議論することになっている。激変緩和措置の解消期限は平成 31 年度末までとなっているが、これが終われば本来の保険料率に戻る。その時にあらためて保険料率の議論を毎年行うかどうか検討するということはありうる。

準備金残高については、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がる場合は、新たな超過分の 16.4%は国庫に返すことになっているので、準備金が積みあがったからといってすぐに補助金を返せとはならないと思うが、保険料率を下げるとなると、国庫補助率も引き下げるとい議論が出てくる可能性はある。

**【議長】**

激変緩和措置の解消については予定通り 1.4/10 の引き上げ、保険料率の変更時期については平成 31 年 4 月納付分からでよいか。(一同異議なし)。

**議題 3. その他**

事務局より議題 3 について説明

**【学識経験者 A】**

神奈川の適用事業所数と被保険者数の伸びが高い理由は地域的な特性があるのか。

**【事務局】**

首都圏（東京、千葉、埼玉）は神奈川と同じ状況で大幅に増えている。原因としては景気拡大と、日本年金機構による社会保険未加入事業所への適用強化の影響が考えられる。

**【理事】**

事業報告書の 23 頁にあるように、年齢別にみると協会発足時と比べ国全体では 74 歳以下の人口は減っている。しかし、医療保険者別にみると国民健康保険から協会けんぽに加入者が流れている。これは日本年金機構による社会保険未加入事業所への適用強化と、短時間労働者の適用条件の拡大が影響していると考えられる。

**【議長】**

出産手当金の支給要件の見直しを国へ要望しているとの説明があつたが、資格取得から 30 日以内の出産手当金の申請は協会特有の問題なのか、他の保険者でも申請は多いのか。

**【理事】**

他の保険者では少ないと思われる。

なお、これ以外にも、かつては直近の標準報酬月額に基づいて傷病手当金、出産手当金の給付額を決定していたため、申請直前に標準報酬月額が急に高くなるといった事例が見られたことから、直近一年間の標準報酬月額の平均に基づいて決定するよう国へ要望し、既に法改正がなされている。

**特記事項**

- ・本部より高橋理事が出席
- ・傍聴者 なし
- ・次回開催は未定